

特定保健指導実施要項

1 目的

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、生活習慣病が発症するリスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門職（保健師、管理栄養士等）が生活習慣改善のサポートを行います。

2 対象者

組合員等が受診した勤務先の定期健康診断、人間ドック、特定健康診査の健診データを元に、特定保健指導対象者を判定します。具体的な基準は下図をご参照ください。（引用先：厚生労働省）

<保健指導の判定値>

- | | |
|------|---|
| ①血糖 | 空腹時血糖（やむを得ない場合は随時血糖）100mg/dl 以上 又は HbA1c の場合 5.6% |
| ②脂質 | a 中性脂肪 150mg/dl 以上 又は b HDL コレステロール 40mg/dl 未満 |
| ③血圧 | a 収縮期血圧 130mmHg 以上 又は b 拡張期血圧 85mmHg 以上 |
| ④質問票 | 喫煙歴あり（①から③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント） |

<対象者の選定基準>

腹囲	追加リスク			④喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40-64 歳	65-74 歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当			/	積極的 支援	動機付け 支援
	1つ該当			あり なし		
上記以外で BMI ≥ 25	3つ該当			/	積極的 支援	動機付け 支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当			/		

3 受診の流れ

所属所や組合員本人からの申込手続きは必要ありません。

人間ドック受診病院で特定保健指導を受診可能な場合は、ドック受診当日に病院より組合員にご案内いたします。それ以外の組合員は、健診受診後に特定保健指導事業の委託先である、SOMPOヘルスサポート株式会社より、所属所宛てに以下のおりご案内いたします。職員の健康管理のため、事業へのご理解と、職員への事前周知や積極的な受診への呼びかけにご協力ください。

<訪問型特定保健指導の流れ> 事業委託先：SOMPOヘルスサポート株式会社

1 相談員からの連絡

- SOMPOヘルスサポート(株)より書面で案内があり、後日所属所に電話があります。初回面談の日程調整を行ってください。

- ▶ 電話先の変更（携帯電話等）、時間指定ができます！サポートセンターにご連絡ください。（0120-334-523）

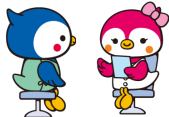
所属所に
電話は
ちょっと…



と感じた際は！

2 初回面談

- 初回面談を実施（30分～60分程度）
- ▶ ICT（スマートフォン等）を使用した「遠隔面談型」もご利用いただけます。



3 評価

- 電話またはメールによる評価
- ▶ 行動変容、腹囲・体重の減少等、総合的に評価を行います。



4 服 務 の 取 扱 い

県立学校及び県教育委員会事務局等の教職員においては、職務に専念する義務の免除扱いとなるため通常の健康診断と同様、勤務時間中に初回面談を受けて差支えありません。ただし、自己都合により所属所以外の場所（在宅勤務を除く。）で実施する場合、サービスの取扱いは年休となります。

市町組合立学校教職員については取扱いが異なる場合があるため、事前に服務規程をご確認ください。

5 留 意 事 項

○ 個人情報取扱いについて

特定保健指導にあたり共済組合が利用する組合員の定期健康診断データは、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条に基づき、各事業所（県・市町教育委員会等）から共済組合へのデータ提供を義務付けられたものです。また、保有する個人情報については、公立学校共済組合個人情報保護規程等を遵守し、厳重に管理します。

特定保健指導実施にあたっては、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十八条に基づき、SOMPOヘルスサポート(株)に特定保健指導事業の委託および事業実施に必要な組合員の健診データ等を提供しております。委託機関につきましてはプライバシーマークの認証を取得し、個人情報について適切な管理を行っています。

なお、指導結果については個人を特定する項目を削除した上で、統計的に使用する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ その他

- ・ 特定保健指導の実施内容等についてのご質問は、事業委託先である SOMPO ヘルスサポート(株)サポートセンター（0120-334-523 9:00～17:00 土日祝・年末年始除く）へお願いします。
- ・ 資格喪失後は、公立学校共済組合での費用負担ではなくなります。速やかに、兵庫支部福祉担当（078-362-3763）までご連絡ください。
- ・ 特定保健指導をお近くの医療機関等で受診したい場合も、兵庫支部福祉担当（078-362-3763）までご連絡ください。受診可能な機関であれば、特定保健指導利用券を発券いたします。